平成２１年（フ）第３０６号
福島県郡山市田村町金屋字水上10番地
債務者　渡邊　栄吉
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
福島県郡山市桑野４丁目３番地の１　すずきマンション205号
債務者　坂本　好民
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
福島県須賀川市西川字坂の下111番地１　サンデュエル須賀川302号
債務者　羽田　円香
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
福島県本宮市本宮字中條26番地１
債務者　武田江里子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
福島県田村市大越町下大越字川向498番地
債務者　渡辺　梅吉
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７５２号
愛知県小牧市大字上末200番地６　ヴィラマルタカＦ棟104号
債務者　津谷かおり
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８００号
名古屋市天白区池場４丁目106番地　藤和シティコープ植田201号
債務者　近藤　光宏
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０６７号
名古屋市港区当知１丁目603番地　第２香山ハイツ103号
債務者　西沢和子こと　西澤　和子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８６号
名古屋市南区明円町331番地　グランドール明円103号
債務者　木村　暢子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９４号
名古屋市南区星宮町26番地　ラハット星宮202号
債務者　松本　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０８号
神戸市須磨区前池町３丁目１番３―401号、従前の住所神戸市須磨区車字竹ノ下1309番地の４―203号
債務者　樫原　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２８号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番37―1202号
債務者　福岡　　要
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２９号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番37―1202号
債務者　福岡　玉子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５６号
神戸市北区藤原台中町８丁目４番４号
債務者　林　　文彦
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６１号
神戸市灘区深田町１丁目２番12号春美マンション202号、従前の住所神戸市中央区熊内町４丁目12番４―605号
債務者　水口　　泰
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６３号
神戸市長田区宮川町２丁目25番地
債務者　福地　　宏
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７３号
神戸市垂水区泉が丘３丁目７番７号泉が丘テラスハウス北端、従前の住所神戸市垂水区小束山本町２丁目20番２―306号
債務者　佐々木昭雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部